

《罹災証明書》

罹災証明書とは住居が地震、風災、水害等により被害を受けた方が、住居が被災したことや被害の程度を宇城市が証明する書類のことです。

罹災証明書を発行するには、宇城市が被害状況を調査します。被害程度は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」です。

区分	状態	損害割合
全壊	住家全部が倒壊したもの又は、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもの	50%以上
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの	40%以上～ 50%未満
半壊	損壊は甚だしいが、補修すれば再利用できる程度のも	20%以上～ 40%未満
半壊に至らない		20%未満

・罹災証明書の申請に必要なもの

①印鑑（認印も可）      ②本人確認資料（免許書等）      ③被災写真

※④本人及び家族以外の方が申請する場合は委任状が必要

・罹災証明書発行されるまでの期間

宇城市が被害程度の調査を行います。確認した事実に基づき証明書を発行するので、約2～3か月ほどかかることもあります。

《罹災届出証明書》

「罹災したことの申請」を証明するものです。

被害程度の判定を必要としない住宅の被害、動産（自動車・家財など）の被害、工作物（物置・塀など）の被害等については、この証明書で対応します。罹災届出証明書は保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります。

自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から罹災の届出があった旨を証明するものです。このため、市の職員による被害状況の調査は行わず、罹災の程度についても判定しません。 即日発行します。

【受付時間・場所】

日時：平日（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時

（23日からは午前8時30分～午後5時）

場所：○宇城市役所新館第5会議室（23日からは宇城市役所本庁2階）

○三角支所      ○不知火支所      ○小川支所      ○豊野支所

【問い合わせ先】 総務課 0964-32-1111（内線1216～1224）